

インドネシア共和国
公報

2019 年 128 号

法務・人権省 特許審判委員会

特許審判委員会
に関する
インドネシア共和国
法務・人権大臣令
2019 年 3 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国法務・人権大臣は

特許に関する法律 2016 年 13 号第 66 条および第 73 条の規定の履行のため、特許審判委員会に関する法務・人権大臣令を定める必要があること：

を検討し、

- 1.特許に関する法律 2016 年 13 号（インドネシア共和国官報 2016 年 176 号、官報補遺 5922 号）；
- 2.既に何度か改正され、最後の改正が、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年 45 号の 2 度目の改正に関する政令 2016 年 45 号（インドネシア共和国官報 2016 年 227 号、官報補遺 5940 号）で行われた法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年 45 号（インドネシア共和国官報 2014 年 125 号、官報補遺 5541 号）；
- 3.法務・人権省に関する大統領令 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）；
- 4.インドネシア共和国法務・人権省の組織と作業手続に関する法務・人権大臣令 2015 年 29 号の改正に関する法務・人権大臣令 2016 年 6 号（インドネシア共和国公報 2016 年 186 号）により改正された、インドネシア共和国法務・人権省の組織と作業手続に関する法務・人権大臣令 2015 年 29 号（インドネシア共和国公報 2015 年 1473 号）；

を考慮し、

特許審判委員会に関する法務・人権大臣令

を定めることを決める。

第1章

総則

第1条

本大臣令では用語を以下のように定める：

- 1.特許とは、技術分野における発明に対して、国により発明者に与えられた、一定の期間、その発明を自ら実施するか、実施する承認を他者に与える独占的な権利である。
- 2.発明とは、製品あるいは製法、または製品あるいは製法の補完、発展の形で、技術分野における特定の問題解決に用いられる発明者のアイデアである。
- 3.出願とは、大臣に提出される特許出願または簡易特許出願である。
- 4.審判請求とは、出願の拒絶あるいは出願に特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正、または特許授与の決定に対して審判委員会に提出される法的手段としての審判請求である。
- 5.審判請求人とは、審判を請求する者である。
- 6.特許権者とは、特許の所持者としての発明者、特許の所持者からその権利を譲渡された者、あるいは特許一般登録簿に登録されたその権利を更に譲渡された者である。
- 7.以降、審判官と略称される特許審判官とは、審判請求に対して実体審理を行う職務と権限が与えられた文民専門公務員あるいは大臣により任命された専門家である。
- 8.受理日とは、事務要件を満たし審判請求が受理された日付である。
- 9.明細書とは、発明分野の専門家が理解できる、発明実施方法に関する書面による説明である
- 10.請求の範囲とは、法的保護を求める発明の核心を記述した出願の一部分であり、明確に説明がなされ、明細による補助がなければならない。
- 11.証書とは、特許または簡易特許の権利の証拠である。

12.以降、審判委員会と略称される特許審判委員会とは、法務分野の行政業務を行う省にある独立委員会である。

13.以降、審判合議体と略称される特許審判合議体とは、審判請求を解決するために審判委員長に指名された審判委員会の委員である。

14.代理人とは、統一インドネシア共和国領域内に居住する、または本籍を置く知的財産コンサルタントである。

15.大臣とは、法務分野の行政業務を行う大臣である。

16.総局長とは、知的財産総局長である。

17.総局とは、知的財産総局である。

18.日とは、労働日である。

第 II 章

メンバーシップ、職務、機能および権限

第 1 部

組織構成

第 2 条

(1)審判委員会は以下からなる：

- a.委員を兼ねる委員長 1 人；
- b.委員を兼ねる副委員長 1 人；および
- c.委員

(2)(1)項で定められた審判委員会の委員は以下からなる最大 30 人である：

- a.特許分野の専門家 15 人
- b.審判官 15 人

(3)(1)項で定められた審判委員会は独立した性質のもので、専門性に基づいて職務を行う。

第 3 条

(1)第 2 条(1)項で定められた審判委員会の委員となるためには、以下の要件を満たさなければなら

ない：

a. 審判官

1. インドネシア共和国籍；
2. インドネシア共和国領域内に居住している；
3. 唯一神を信仰している；
4. 心身ともに健康；
5. 最低で Utama Muda の職階および IV/c の職務グループにある Madya 級の特許審査官の役職を有する；および
6. 重大な規律違反を犯したことがない。

b. 特許分野の専門家

1. インドネシア共和国籍；
2. インドネシア共和国領域内に居住している；
3. 唯一神を信仰している；
4. 心身ともに健康；
5. 短くとも 5 年の禁固刑が科され得る刑事犯罪により罰せられたことがない；
6. 特許分野で必要とされる知識、理解および専門性を有する；
7. 任命時に最高で 70 歳である。

(2)(1)項 b で定められた要件を満たす他、政府機関出身の専門家は以下の要件を満たさなければならない：

- a. 最低で Pembina の職階および IV/a の職務グループ；
- b. 重大な規律違反を犯したことがない。

(3)総局長は(1)項および(2)項で定められた要件を満たす審判委員会の委員候補を大臣に推挙する。

第 4 条

(1)大臣は総局長の推挙に基づいて審判委員会の委員を任命および解任する。

(2)(1)項で定められた審判委員会の委員の任期は最長で 3 年であり、次の任期に 1 回、再任することができる。

(3)審判委員会の委員長および副委員長は、審判委員会の委員により、委員の中から選出される。

(4)(3)項で定められた審判委員会の委員長と副委員長の選出は話し合いで行い、話し合いが合意に至らない場合は多数決による投票を行う。

(5)(4)項で定められた選出された委員長と副委員長は、大臣決定により決定される。

(6) 審判委員会の委員長と副委員長の選出手続に関するより詳細な規定は、大臣決定により定める。

第5条

まだ法的確定効のない刑事訴訟に関与する審判委員会の委員は、暫定的に解任される。

第6条

以下の場合、審判委員会の委員資格は終了する：

- a. 死亡した；
- b. 自己都合により辞任した；
- c. インドネシア共和国の領域外に居住した；
- d. 6ヶ月超の研修職務を行う；
- e. 3ヶ月超の国の負担でない休暇
- f. 以下の理由による解任：
 - 1. 医師の証明書により証明された3ヶ月連続した心身の病気；
 - 2. 正当な理由なく3回連続で委員会の会議に欠席した；
 - 3. 懲戒相当の行為を行った；
 - 4. 重大な規律違反を犯した；あるいは
 - 5. 刑事犯罪を行い罰せられた。
- g. 審判委員会の委員の任期満了

第7条

(1) 審判委員長が

- a. 辞任した；
- b. 死亡した；
- c. 委員長としての職務を行うことができない何らかの理由がある；あるいは
- d. 任期満了前に解任された

場合、副委員長がその任期の残りの間、審判委員会の委員長を代行する。

(2) 審判委員長と副委員長が同時に

- a. 辞任した；
- b. 死亡した；
- c. 委員長としての職務を行うことができない何らかの理由がある；あるいは
- d. 任期満了前に解任された

場合、委員は直ちに任期の残りの間、代わりとなる委員長および/あるいは副委員長を選出し、推挙する。

(3) (1)項および(2)項で定められた審判委員会の委員長および/あるいは副委員長の選出と決定には、

第4条の規定が適用される。

第8条

(1)第6条aからfで定められた審判委員会の委員資格の終了があった場合、審判委員長は総局長を通じて大臣に報告書を提出する。

(2)(1)項で定められた報告書に基づいて、総局長は大臣に代わりとなる委員の推挙を提出する。

第2部

職務、機能および権限

第9条

審判委員会は審判請求を受理し、審理し、審決する。

第10条

第9条で定められた職務の履行において、審判委員会は審判請求に対して審理、調査、評価、分析および審決の職務を行う。

第11条

その職務と機能を行うにおいて、審判委員会は特に以下の権限を有する：

- a. 審判請求人、特許権者および/あるいは審査官を召喚し、説明を聴取する；
- b. 証人および専門家を召喚し、説明を聴取する；
- c. さらなる研究・調査を行う；
- d. 審判請求に関する証拠を求める；
- e. (必要な場合) 審判請求に関する追加の証拠を求める；
- f. 現場での調査を行う；および
- g. 審判請求を審決する。

第12条

(1)審判請求を審理するにおいて、審判委員長は最少3人、最大5人(うち1人をリーダーとする)の奇数人の委員の審判合議体を設置する。

(2)出願の実体審理実施に係る審判委員は、(1)項で定められた審判合議体のメンバーとして指名することができない。

(3)(1)項で定められた審判合議体のメンバーが3人より多い場合、審判官の数を最大で1人増員できる。

第 13 条

- (1) 審判委員長は、審判請求の分野に応じた専門性に基づいて審判合議体のリーダーとメンバーを指名する。
- (2) 審判合議体のリーダーまたはメンバーが辞任または死亡した、あるいは職務を行うことができない何らかの理由がある、または任期満了前に解任された場合、審判委員長は代理を指名する。

第 14 条

- (1) 職務を行うにおいて、審判委員会は、1 人の書記官が指導する事務局の補佐を受ける。
- (2)(1)項で定められた書記官は、総局の高官が務める。
- (3) 審判委員会事務局は、審判委員会の職務、機能および権限の履行を促進する職務を有する。

第 III 章

審判の請求、審理および解決の手続

第 1 部

審判請求の要件と手続

第 15 条

- (1) 審判請求は以下に対して提出できる：
 - a. 出願の拒絶；
 - b. 出願に特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正；および/あるいは
- (2)(1)項 a で定められた出願拒絶は以下を含む：
 - a. 特許に関する法律 2016 年 13 号第 3 条(1)項、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 24 条(3)項、第 25 条(3)項および(4)項、第 26 条、第 39 条(2)項、第 40 条および第 41 条の規定を満たさずに特許が出願された発明；あるいは
 - b. 特許に関する法律 2016 年 13 号第 121 条および第 122 条(1)項の規定を満たさずに簡易特許が出願された発明
- (3)(1)項 b で定められた出願に特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正は以下に限られる：
 - a. 請求の範囲の制限；
 - b. 明細書の翻訳の誤りの訂正；および/あるいは

c.不明確または曖昧な明細書の内容の説明

(4)(1)項 c で定められた特許授与の決定は以下を含む：

- a.特許に関する法律 2016 年 13 号第 54 条および第 24 条(3)項の規定を満たして特許が出願された発明；あるいは
- b.特許に関する法律 2016 年 13 号第 121 条および第 122 条(1)項の規定を満たして簡易特許が出願された発明

第 16 条

(1)第 15 条(1)項で定められた審判請求は、請求人または代理人により審判委員会に書面で提出し、大臣に複写を送付する。

(2)(1)項で定められた審判請求は、費用を科された上でインドネシア語で提出する。

(3)(1)項で定められた審判請求は以下の方法で提出できる：

- a.電子；あるいは
- b.非電子

(4)(2)項で定められた費用の金額は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令に従う。

(5)(1)項で定められた審判請求の提出において、請求人は審判請求フォームに記入する義務がある。

第 17 条

(1)出願拒絶を理由とする審判請求のフォームには以下を記載する：

- a.審判請求書の年月日；
- b.請求人が法人でない場合、請求人の氏名、完全な住所および国籍；
- c.請求人が法人の場合、請求人の名称と完全な所在地；
- d.発明者の氏名、完全な住所および国籍；
- e.請求人が代理人を通じて提出する場合、代理人の氏名と完全な住所；
- f.請求人と代理人を通じて提出する場合は代理人の電子メールアドレス；
- g.発明の名称と出願番号；および
- h.出願拒絶の番号と日付

(2)(1)項で定められたフォーム記入の他、請求人は以下を添付しなければならない：

- a.出願拒絶不服に関する審判請求提出の説明と理由を不備なく記載した文書；
- b.請求人の理由を補強する証拠と説明；
- c.審判請求費用支払の証拠；
- d.拒絶の根拠となった明細書、請求の範囲および図面の写し；

- e.出願拒絶通知書の写し；
- f.最初に提出した明細書、請求の範囲および/あるいは図面の写し；
- g.実体審査のプロセス中の信書やり取りの写し；および
- h.出願が代理人を通じて提出される場合、委任状

(3)(2)項 a で定められた説明と理由は、発明の範囲を拡大する新たな理由または説明、あるいは拒絶された出願の改善または補完であってはならない。

第 18 条

(1)出願に特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正を理由とする審判請求のフォームには以下を記載する：

- a.審判請求書の年月日；
- b.請求人が法人でない場合、請求人の氏名、完全な住所および国籍；
- c.請求人が法人の場合、請求人の名称と完全な所在地；
- d.発明者の氏名、完全な住所および国籍；
- e.請求人が代理人を通じて提出する場合、代理人の氏名と完全な住所；
- f.請求人と代理人を通じて提出する場合は代理人の電子メールアドレス；
- g.発明の名称と出願番号；および
- h.特許授与通知書の番号と日付；
- i.特許または簡易特許の番号

(2)(1)項で定められたフォーム記入の他、請求人は以下を添付しなければならない：

- a.マトリクスの形で明瞭に説明された訂正される事項に関する説明を伴った、出願に特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正に関する不備のない説明の書かれた審判請求提出の理由を記載した文書；
- b.出願請求費用支払の証拠；
- c.特許が与えられた明細書、請求の範囲および/あるいは図面の写し；
- d.発明の開示を明確にするために必要とされる場合、国外で特許を与えられた同等の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の写し；
- e.実体審査のプロセス中の信書やり取りの写し；
- f.特許授与通知書の写し；および
- g.出願が代理人を通じて提出される場合、委任状

(3)(2)項 a で定められた理由は、最初に提出された発明保護の範囲よりも発明保護の範囲を広げることはない。

第 19 条

(1)特許授与の決定を理由とする審判請求のフォームには以下を記載する：

- a. 審判請求書の年月日；
- b. 請求人が法人でない場合、請求人の氏名、完全な住所および国籍；
- c. 請求人が法人の場合、請求人の名称と完全な所在地；
- d. 発明者の氏名、完全な住所および国籍；
- e. 請求人が代理人を通じて提出する場合、代理人の氏名と完全な住所；
- f. 請求人と代理人を通じて提出する場合は代理人の電子メールアドレス；
- g. 発明の名称；
- h. 請求人宛の特許授与通知書の番号と日付；および
- i. 特許または簡易特許の番号

(2)(1)項で定められたフォーム記入の他、請求人は以下を添付しなければならない：

- a. 特許授与決定に対する不服理由の不備のない説明を記載した文書；
- b. 請求人の理由を補強する証拠と説明；
- c. 審判請求費用支払の証拠；
- d. 特許証書の抄本と特許文書の写し；および
- e. 出願が代理人を通じて提出される場合、委任状

(3)(2)項 a で定められた不服理由は、強力な補強証拠を備えて不備なく明確に説明されなければならない。

第 20 条

第 17 条、第 18 条および第 19 条で定められたフォームの様式は、本大臣令の不可分な一部である添付書類に記載する。

第 21 条

(1) 審判請求は遅くとも以下の期限内に提出しなければならない：

- a. 第 15 条(2)項で定められた出願拒絶に対する審判請求の場合、出願拒絶通知書の送付日から 3 ヶ月；
- b. 第 15 条(3)項で定められた出願に特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいはは
図面の訂正に対する審判請求の場合、特許授与通知書の送付日から 3 ヶ月；
- c. 第 15 条(4)項で定められた特許授与決定に対する審判請求の場合、特許授与通知書の送付日から 9 ヶ月

(2) 審判請求が(1)項で定められた期限を超えて提出された場合、審判請求は受理されない。

(3)(2)項で定められたように審判請求が受理されないと表明された場合、審判委員会は請求人に通知する。

第 22 条

インドネシア共和国の領域内に居住しない、または居所を有さない請求人は、インドネシアの代理人を通じて審判請求を提出しなければならない。

第 23 条

(1)第 16 条(3)項 a で定められた電子的な審判請求は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令に従った費用を科され、総局の公式サイトを通じて審判委員会に提出し、大臣に複写を送付する。

(2)(1)項で定められた請求提出の場合、請求人は審判請求フォームに記入し、以下の関係書類をアップロードしなければならない：

a.出願拒絶に対する審判請求は以下を含める：

- 1.出願拒絶不服に関する審判請求提出の説明と理由を不備なく記載した文書；
- 2.請求人の理由を補強する証拠と説明；
- 3.審判請求費用支払の証拠；
- 4.拒絶の根拠となった明細書、請求の範囲および図面の写し；
- 5.出願拒絶通知書の写し；
- 6.最初に提出した明細書、請求の範囲および/あるいは図面の写し；
- 7.実体審査のプロセス中の信書やり取りの写し；および
- 8.出願が代理人を通じて提出される場合、委任状

b.特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正は以下を含める：

- 1.マトリクスの形で明瞭に説明された訂正される事項に関する説明を伴った、出願に特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正に関する不備のない説明の書かれた審判請求提出の理由を記載した文書
- 2.出願請求費用支払の証拠；
- 3.特許が与えられた明細書、請求の範囲および/あるいは図面の写し；
- 4.発明の開示を明確にするために必要とされる場合、国外で特許を与えられた同等の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の写し
- 5.実体審査のプロセス中の信書やり取りの写し；
- 6.特許授与通知書の写し
- 7.出願が代理人を通じて提出される場合、委任状

c.特許授与の決定に対する不服：

- 1.特許授与決定に対する不服理由の不備のない説明を記載した文書；
- 2.請求人の理由を補強する証拠と説明；
- 3.審判請求費用支払の証拠；
- 4.特許証書の抄本と特許文書の写し；および

5.出願が代理人を通じて提出される場合、委任状

(3)審判請求が電子的に提出される場合、電子的に提出できない審判請求の関係書類は大臣に直接送付しなければならない。

(4)電子的に提出された審判請求は、特許審判登録簿に登録され、受取証が与えられる。

(5)(4)項で定められた特許審判登録簿は特に以下を記載する：

- a.審判請求の番号；
- b.審判請求書の年月日
- c.審判請求書類受取の年月日；
- d.請求人の氏名と完全な住所；
- e.発明者の氏名と国籍；
- f.出願拒絶による審判請求の場合、発明の名称と出願番号；
- g.特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正または特許授与決定による審判請求の場合、発明の名称と特許または簡易特許の番号；および
- h.出願が代理人を通じて提出される場合、委任状

第 24 条

(1)第 16 条(3)項 b で定められた非電子的な審判請求は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令に従った費用を科され、請求人またはその代理人が直接審判委員会に提出し、大臣に複写を送付する。

(2)(1)項で定められた請求提出ではソフトコピーとともに 5 部を送付する。

(3)審判委員会は審判請求の提出書類受取証を、請求人またはその代理人に与える。

(4)(3)項で定められた書類の受取証は、特許審判登録簿に記載され、その内容は第 23 条(5)項に必要な変更を加えて提供される。

第 2 部

審理

パラグラフ 1

総則

第 25 条

(1)全ての審判請求に審理を行う義務がある。

(2)(1)項で定められた審理は以下を含む：

- a.方式審理；および
- b.実体審理

パラグラフ 2

方式審理

第 26 条

(1)第 25 条(2)項 a で定められた方式審理は、方式要件書類の具備に対して行われる。

(2)(1)項で定められた審理は、審判請求が提出されてから最長で 14 日の期間内に行われる。

第 27 条

(1)第 26 条で定められた審理結果に基づいて、要件書類に不備があった場合、審判委員会は最長で 14 日の期間内に具備するよう請求人に通知する。

(2)(1)項で定められた期間は最長で 14 日延長できる。

(3)(2)項で定められた期間を得るために、請求人は(1)項で定められた期間終了前に審判委員長に書面で延長申請を提出しなければならない。

パラグラフ 3

実体審理

第 28 条

(1)方式審理の実施後、審判合議体は遅くとも審判請求の受理日から 1 ヶ月以内に第 25 条(2)項 b で定められた実体審理を行う。

(2)審判請求の実体審理は一般に公開して行われる。

(3)製法特許に関する特許授与決定に対する不服を理由とした審判請求の場合、審判合議体は一般非公開を宣言して審理することを決めることができる。

パラグラフ 4

拒絶を理由とする審判請求の実体審理

第 29 条

拒絶を理由とする審判請求に対する実体審理は、審判請求に対する審理が開始された日から9ヶ月の期間内に行われる。

第30条

- (1) 審判合議体は第29条で定められた審判請求の審理を行うにおいて、審理に出席するよう関係者またはその代理人を召喚することができる。
- (2)(1)項で定められた関係者またはその代理人の召喚は、審判合議体のリーダーが行う。
- (3)(1)項で定められた関係者とその代理人は、審判請求に関係した証拠および/または意見を提出できる。
- (4) 関係者とその代理人は審判合議体の召喚に応じて出席する義務がある。
- (5) 関係者とその代理人が2回の正式かつ適切な召喚の後に出席しなかった場合、審判合議体は審判請求に対して審決することができる。

パラグラフ5

訂正を理由とする審判請求の実体審理

第31条

訂正を理由とする審判請求に対する実体審理は、審判請求に対する審理が開始された日から6ヶ月の期間内に行われる。

第32条

- (1) 審判合議体は第31条で定められた審判請求の審理を行うにおいて、審理に出席するよう関係者またはその代理人を召喚することができる。
- (2)(1)項で定められた関係者またはその代理人の召喚は、審判合議体のリーダーが行う。
- (3)(1)項で定められた関係者とその代理人は、審判請求に関係した証拠および/または意見を提出できる。
- (4) 関係者とその代理人は審判合議体の召喚に応じて出席する義務がある。
- (5) 関係者とその代理人が2回の正式かつ適切な召喚の後に出席しなかった場合、審判合議体は審判請求に対して審決することができる。

パラグラフ 6

特許授与決定の不服を理由とする審判請求

第 33 条

特許授与決定の不服を理由とする審判請求に対する実体審理は、審判請求に対する審理が開始された日から 9 ヶ月の期間内に行われる。

第 34 条

(1)第 33 条で定められた特許授与決定に対する不服を理由とする審判請求の場合、審判委員会は特許権者に証拠と説明を伴った対応を行うよう通知および伝達する義務がある。

(2)(1)項で定められた対応の伝達は、証拠を伴った対応を求める通知書の日付から 1 ヶ月の期間内に行う。

(3)(2)項で定められた証拠を伴った対応の伝達は、1 ヶ月延長できる。

(4)(3)項で定められた期間延長を得るために、特許権者は(2)項で定められた期間終了前に審判委員長に書面で延長申請を提出しなければならない。

(5)(2)項および(3)項で定められた期間内に特許権者が対応をしない場合、審判委員会は審判請求の受理時の書類に基づいて審理を行う。

第 35 条

(1)審判合議体は第 33 項で定められた審判請求の審理を行うにおいて、審理に出席するよう関係者またはその代理人を召喚することができる。

(2)(1)項で定められた関係者またはその代理人の召喚は、審判合議体のリーダーが行う。

(3)(1)項で定められた関係者とその代理人は、審判請求に関係した証拠および/または意見の提出および事実関係の証人および/あるいは専門家の証人を出席させることができる。

(4)関係者とその代理人は審判合議体の召喚に応じて出席する義務がある。

(5)関係者とその代理人が 2 回の正式かつ適切な召喚の後に出席しなかった場合、審判合議体は審判請求に対して審決することができる。

(6)当事者らまたはその代理人は(3)項で定められた証拠を伴った対応を伝えた後、当事者はそれぞれ審判合議体に結論を伝える。

第 3 部 審判請求の解決

第 36 条

- (1) 実体審理の結果に基づいて、審判合議体は審判請求人に審決を伝える義務がある。
- (2)(1)項で定められた審判請求に対する審決は、話し合いに基づいて行われる。
- (3)(2)項で定められた審判請求に対する審決は、審判委員会決定に記載される。
- (4)(3)項で定められた審判委員会決定は、一般公開の審理で読み上げなければならない。

第 37 条

- (1) 第 36 条で定められた審判委員会決定は以下を含む：
 - a. 審判請求の認容；あるいは
 - b. 棄却
- (2) 大臣は(1)項で定められた審判委員会決定を電子および/あるいは非電子のメディアを通じて記録および公開する。
- (3) 審判委員会が審判請求を認容する場合、大臣は審決の事後措置を行う。

第 38 条

- (1) 第 37 条(1)項で定められた審判委員会決定の結果は、各当事者とその代理人に通達される。
- (2)(1)項で定められた決定は、決定が出された日から遅くとも 14 日の期間内に通達する義務がある。

第 IV 章 審判委員の金銭的権利

第 39 条

- (1) 職務、機能および権限の履行のため、審判委員は金銭的権利が支給される。
- (2)(1)項で定められた金銭的権利は毎月支給される。
- (3) 審判委員の金銭的権利支給手続は、法令の規定に従って行われる。

第 V 章
資金

第 40 条

審判委員会運営において必要とされるあらゆる資金は、知的財産総局予算使途一覧に課される。

第 VI 章
移行規定

第 41 条

本大臣令の施行前に大臣に任命され、決定された審判委員長、副委員長、委員はその任期満了まで職務、機能および権限を果たす。

第 42 条

本大臣令が施行される際、本大臣令の施行前に既に行われていた審判委員会の審理プロセスは本大臣令に適合させる。

第 VII 章
終末規定

第 43 条

本大臣令は法制化の日から施行される。

全ての者が知ることができるよう、本大臣令の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定
2019 年 2 月 12 日

インドネシア共和国
法務・人権大臣

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにて法制化

2019年2月14日

インドネシア共和国
法務・人権省
法令総局

WIDODO EKATJAHJANA

添付書類
特許審判委員会
に関する
インドネシア共和国
法務・人権大臣令
2019年3号

A.出願拒絶を理由とする審判請求のフォーム

5部作成する

【レターヘッド】

インドネシア共和国 法務・人権省
知的財産総局 Jln. H.R. Rasuna Said, Kav.8-9, Kuningan Jakarta Selatan 12940
ウェブサイト：www.dgip.go.id 電子メール：dopatent@dgip.go.id

出願拒絶に対する特許審判請求フォーム

審判請求番号：	(担当官が記入) 請求提出の年月日： 請求受理の年月日：
---------	------------------------------------

私/私たち審判請求人はここに：

氏名：

住所：

国籍：

電話番号：

ファクス：

電子メール：

納税者基本番号（あれば）：

特許/簡易特許番号： の出願拒絶に対する審判請求を提出する：

発明者氏名：

発明者住所：

国籍：

発明名称

以下の代理人を通す/通さない

代理人氏名：

知的財産コンサルタント番号：

住所：

電話番号：

ファクス：

電子メール：

これをもって、私/私たちは5部を添付する：

- 証拠を伴った審判請求提出理由の文書；
- 審判請求費用支払の証拠；
- 委任状（出願が代理人を通じて提出される場合）
- 出願拒絶通知書の写し；
- 拒絶の根拠となった明細書、請求の範囲および図面の写し；
- 最初に提出した明細書、請求の範囲および/あるいは図面の写し；
- 実体審査のプロセス中の信書やり取りの写し；
 - 特許出願の提出証拠
 - 実体審査の提出証拠
 - 第Ⅰ段階の実体審査結果の通知書
 - 第Ⅰ段階の実体審査結果に対する特許請求人の対応
 - 第Ⅱ段階の実体審査結果の通知書
 - 第Ⅱ段階の実体審査結果に対する特許請求人の対応
 - 第Ⅲ段階の実体審査結果の通知書
 - 第Ⅲ段階の審査結果に対する特許請求人の対応
- その他；
 - 1.
 - 2.
 - 3.
 - 4.
 - 5.

以上、さらなるプロセスが行われるよう特許審判請求を提出する。

提出人

以下に写しを送付する：

1.特許局

2.アーカイブ

B. 出願に特許が与えられた後の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正を理由とする審判請求のフォーム

5部作成する

【レターヘッド】

インドネシア共和国 法務・人権省

知的財産総局 Jln. H.R. Rasuna Said, Kav.8-9, Kuningan Jakarta Selatan 12940

ウェブサイト：www.dgip.go.id 電子メール：dopatent@dgip.go.id

訂正に対する特許審判請求フォーム

審判請求番号：	(担当官が記入) 請求提出の年月日： 請求受理の年月日：
---------	------------------------------------

私/私たち審判請求人はここに：

氏名：

住所：

国籍：

電話番号：

ファクス：

電子メール：

納税者基本番号（あれば）：

特許/簡易特許番号 の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の訂正に対する審判請求を提出する： 特許/簡易特許出願：

発明者氏名：

発明者住所：

国籍：

発明名称

以下の代理人を通す/通さない

代理人氏名：

知的財産コンサルタント番号：

住所：

電話番号：

ファクス：

電子メール：

これをもって、私/私たちは5部を添付する：

- 審判請求提出理由の文書；
- 審判請求費用支払の証拠；
- 委任状（出願が代理人を通じて提出される場合）
- 特許授与通知書の写し；
- 特許が与えられた明細書、請求の範囲および/あるいは図面.....ページ
請求件
図面（あれば）件
- 訂正が提案された明細書、請求の範囲および/あるいは図面.....ページ
請求の範囲件
図面（あれば）件
- 国外で特許を与えられた同等の明細書、請求の範囲および/あるいは図面の写し；
国名：
- 実体審査のプロセス中の信書やり取りの写し；
 - 特許出願の提出証拠
 - 実体審査の提出証拠
 - 第Ⅰ段階の実体審査結果の通知書
 - 第Ⅰ段階の実体審査結果に対する特許請求人の対応
 - 第Ⅱ段階の実体審査結果の通知書
 - 第Ⅱ段階の実体審査結果に対する特許請求人の対応
 - 第Ⅲ段階の実体審査結果の通知書
 - 第Ⅲ段階の審査結果に対する特許請求人の対応
- 訂正のマトリクス/見取り図；
- その他；
 - 1.
 - 2.
 - 3.
 - 4.

以上、さらなるプロセスが行われるよう特許審判請求を提出する。

提出人

以下に写しを送付する：

- 1.特許局
- 2.アーカイブ

C. 特許授与決定に対する不服を理由とする審判請求のフォーム

5部作成する

【レターヘッド】

インドネシア共和国 法務・人権省
知的財産総局 Jln. H.R. Rasuna Said, Kav.8-9, Kuningan Jakarta Selatan 12940
ウェブサイト：www.dgip.go.id 電子メール：dopatent@dgip.go.id

特許授与決定に対する特許審判請求フォーム

審判請求番号：	(担当官が記入) 請求提出の年月日： 請求受理の年月日：
---------	------------------------------------

私/私たち審判請求人はここに：

氏名：
住所：
国籍：
電話番号：
ファクス：
電子メール：
納税者基本番号（あれば）：

特許/簡易特許番号 の授与決定に対する審判請求を提出する： 特許/簡易特許出願：

発明者氏名：
発明者住所：
国籍：
発明名称

以下の代理人を通す/通さない

代理人氏名：

知的財産コンサルタント番号：

住所：

電話番号：

ファクス：

電子メール：

これをもって、私/私たちは5部を添付する：

- 証拠を伴った審判請求提出理由の文書；
- 審判請求費用支払の証拠；
- 委任状（出願が代理人を通じて提出される場合）
- 特許授与通知書の写し；
- 特許/簡易特許証書の抄本；
- 特許/簡易特許の明細書、請求の範囲、概要および図面の文書の写し；
- その他；
 - 1.
 - 2.
 - 3.
 - 4.

以上、さらなるプロセスが行われるよう特許審判請求を提出する。

提出人

以下に写しを送付する：

- 1.特許局
- 2.アーカイブ

インドネシア共和国
法務・人権大臣

YASONNA H. LAOLY